

# 1月以降開始する申告等についてのお知らせ

## 令和4年分確定申告について

問合せ 越谷税務署 ☎048-965-8111

日時	会場
1月16日(月)～2月15日(水) 9:00～16:00(土日祝日を除く)	越谷税務署 (越谷市赤山町5-7-47)
2月16日(木)～3月15日(水) 9:00～16:00(土日祝日を除く) ※ただし、2月19日(日)及び26日(日)は開場しません。	イオンレイクタウン kaze3階「イオンホール」 (越谷市レイクタウン4-2-2)

※混雑を回避するため、入場整理券を配付しています。  
※会場の状況により、受付終了時間を早める場合があります。  
※イオンレイクタウン会場開設期間中は、越谷税務署内には確定申告会場はありません。  
最新情報は国税庁ホームページをご確認ください。

## 税理士事務所における無料電話相談 (相談内容によっては有料となります。)

問合せ 関東信越税理士会越谷支部 ☎048-962-6131(平日9:00～11:00、13:00～16:00)

- ▶日時/2月1日(水)～15日(水) 9:00～11:00、13:00～15:00
  - ▶相談方法/税理士会に電話し、税理士事務所の紹介を受けてください。
  - ▶対象/公的年金等を受給している方、医療費控除を受ける方、令和4年中に退職し年末調整が済んでいない方
- ※新型コロナウイルス対策のため、税理士事務所での相談は行いません。

## 税理士会による所得税・復興特別所得税の還付申告会

問合せ 関東信越税理士会越谷支部 ☎048-962-6131

毎年、混雑しており長時間お待ちいただく状況です。ご自宅で、スマートフォン又はパソコンによるe-Taxのご利用をお勧めします。

- ▶日時/2月2日(木) 9:30～11:00、13:30～15:00
- ※混雑状況により、受付終了時刻を早める場合があります。
- ▶場所/役場第二庁舎3階301会議室
  - ▶対象者/給与所得者又は年金受給者で年収600万円以下の方
- ※住宅ローン控除(初年度)のある方、事業所得・不動産所得・配当所得・譲渡所得・利子所得・山林所得等のある方は受付できませんのでご注意ください。

### ▶必要なもの

#### 【共通】

- ①令和4年分の「給与所得の源泉徴収票」又は「公的年金等の源泉徴収票」(コピー可)
- ②筆記用具
- ③還付金を受け取る口座(申告者名義)の金融機関名/口座番号の分かるもの
- ④源泉徴収票の住所が現住所と異なる場合は、住民票の写し
- ⑤「マイナンバーカード(個人番号カード)のコピー(両面)」又は「通知カードのコピー+本人確認書類のコピー(運転免許証やパスポートなど)」
- ⑥控除対象配偶者又は扶養親族がいる方:控除対象配偶者又は扶養親族のマイナンバーカード又は通知カードのコピー

#### 【年末調整が済んでいない方】

- 左記①から⑥までのほかに
- A. 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの支払金額が分かる書類
  - イ. 国民年金保険料控除証明書(日本年金機構発行)
  - ウ. 生命保険料・地震保険料の控除証明書など

#### 【医療費控除を受ける方】

- 左記①から⑥までのほかに
- エ. 「医療費控除の明細書」※事前の作成(領収書の転記等)が必要です
  - オ. 医療保険者が発行する「医療費通知」(領収書の転記に代えて添付する場合)